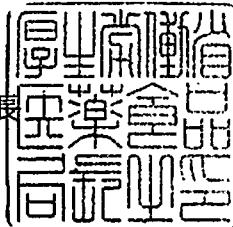


手

薬食発 0629 第3号  
平成24年6月29日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第2項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第159条の7第2項第2号の規定に基づき、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



## 記

### 第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

### 第二 施行日

平成24年7月9日

○ 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（販売従事登録の申請）		
第一百五十九条の七 （略）		
2 （略）		
一 （略）		
二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））		
三 （略）		
四 （略）		
3 （略）		
三 （略）		
四 （略）		
3 （略）		

- 出へ國籍喪失法(昭和十九年法律第二百四十九号)及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者の出入國管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入國管理及び難民認定法及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者の出入國管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴つ厚生労働省関係省令の整備に関する命令の次のように定める。
- 平成二十四年六月十九日
- 出入國管理及び難民認定法及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者の出入國管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴つ厚生労働省関係省令の整備に関する命令
- (健康保険法施行規則の一部改正)
- 第一条 健康保険法施行規則(昭和十五年内務省令第三十六号)の一部を次のようにより改正する。
- 第十八条第三項第一号ハ中「外国人」にあつては「外国人登録証明書。以下同じ。」を「(出入國管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する中斐居在留者)おつては住民票の写し」(国籍等(住民票本旨記載(昭和四十一年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をもつて、又下の事において同じ。)及び在留資格(出入國管理及び難民認定法第三条の二第一項に規定する在留資格をもつて、又下の事において同じ。)日本國との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者の由へ國籍を回復する特別法(昭和三年法律第七十一条)に定める特別永住者)については住民票の写し」(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものと同一の事)に改める。
- 第十五条の三第三項第三号中「(外国人登録証明書。以下同じ。)」を削る。
- 第三条 募集士法施行規則(昭和十三年厚生省令第一号)の一部を次のようにより改正する。
- 第一項第一号中「(正職員本部)」を「(和)」に改め、「(和)」の下に「(出入國管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)第十九条の三に規定する中斐居在留者及び日本國との平和条約に基づき日本の国籍を喪失した者の由へ國籍を回復する特別法(昭和三年法律第七十一条)に定める特別永住者)については、住民票本旨記載第三十条の四十五に規定する国籍等)」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入國管理及び難民認定法第三十条の三各款に規定する者)については、該者その他の身分を証する書類の写し」。第四項第一号において同じ」と改め、「同条第三項第一号中「(正職員本部)」を「(和)」に改め、「(和)」の下に「(又は外国人登録証明書の写し)」を削る。





**第三条第一項**中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原簿の写し又は外国人登録原簿の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第一項において同じ。）及び前項の申請の事由を越する者類と」、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については該者その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の用紙を以てする旨を加する。」に改めよう。

第五五三條 在中「若くは」を「アハ」に「日本の國籍を有しない者については、外国人登録原照の記載並項證明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の理由を証する書類」とし、出入國管理及び難民認定法第十九条の二各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の理由を証する書類とする。」に改める。

**第六条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外國人登録原票の写し又は外國人登録証明書」を削除する。**

### (柔道審査則法施行規則の一部改正)

第十九条 案件審査請求法施行規則(平成二年原生令第十一号)の一部を次のようて改正する。

第十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」といふ)にては、住民基本台帳法第三十

第六条第一項において同じ。」に改める。

第三条第一項中「日本の国籍を有しない者」については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載項を証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住居票の写し（住民基本台帳法）の申請の四十五日内に規定する国籍を記載したものに限る。第五条第一項において同じ」と並び前項の申請の本件を認する旨類」とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者についても同様の扱いとする。

**第五条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外國人登録原票の写し又は外國人登録原票の記載事項監視書」を「在長期在留者及び特別永住者については在長期在留の等及び同項の申請の事由を記する者類」とし、出入國管理及び難民認定法第十九条の三の規定に規定する者については旅券等の回数の記載を置する旨更に「在長期在留の等及び同項の申請の事由を記する者類」としては旅券等**

第八条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の証明書」を削る。

二十一條 救急救命十法施行規則

第一條の二第（項第一）項第一）中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録證明書」を「出入國管理及び難民認定法（昭和三十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留居在者（第二三第四）項において「中華人民共和国との平和締結に際し、日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する法律（平成二年法律第二十七号）上定める特別永住者（同項の二にて「特別永住者」と云ふ）によつては其民籍の事」（生駒義永令官報（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第二三第四）項において同じ」とし、出入國管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については原その他の身分を離する書類の所としとする。」と改めた。

「日本の国籍を有しない者については、外國人登録證明書」を「中長期在留者及現地中長期在留者登録證明書」に改称する。

び特別永住者に付いては住民票の写し及び同項の申請の書類を証する者類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する者類の写し及び同項の申請の書類を証する者類とする。」改まる。

(中国残留邦人等の円滑な帰國の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改  
正)

第一一一条 中國及朝鮮人等の正統な歸國の保證及び永住権利後、自立の支援に関する法律施行規則  
平成六年四月六日第65号) の一部を次のように改正する。

第十二条(元第一条中「日本國外人等籍民登記書の写し」を「の写し」(日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し)在留資格(出入國管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第一条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。)に改める。

原子炉施設被爆者に対する扶助に関する法律施行規則の一部改正

一部を次のとおりに改正する。  
第三十五案第一項、第三十五案の三第一項及び第六十七案第一項中「届書」に外国人にあつては、

外国人登録証明書の厚しきを薄め、「届書」に改めた。  
（郵便局規則施行規則の一部改正）

十四年 明治十九年三月三十日)の「詔を次のよつて改め付す。」  
説「禁中「若へば生母」を「又は生母」に改め「并稱」の下に「由人内閣總理及び諸

「又は外国人登録証明書の事」を「旅人登録」(旅人登録と申すが、これは日本語の翻訳で、英語では旅人登録と申す)に改めた。これは、旅人登録の規定及び旅人登録法

法規第八十一号第七条第五項に掲げる事項を記載したるの外又は外國人登録證明書の写しを別依頼。

第十九条第四項中「外國人登録證明書」を「住民登録の事」(住民基本台帳法第三十條の四十五)  
とする。この規定を削除したからに限る。」に改め。

(新規の実行規則の一部改訂)

第三章第一項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「住民票本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外國人登録証明書」を「住民票の写し」(住民基本台帳第三十條の四十五之

〔財團法人日本道路公団〕が運営する「高速自動車国道」の名称。

二十六条 宮崎縣荒土法施行規則(平成十一年厚生省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法(平成二年法律第七十一号)に定める特例措置」という。及び日本

（以下「特別永住者」）については、住民基本台帳法第二十条の四十五に規定する国籍（以下「国籍」）

ない者については、外国人登録原票の写し文は外国人登録原票の記載事項を証明書一式[出入国管理課]に付記する。

及び賛同民選法第十九条の二施行に掲げる者につきては、旅券その他の身分を証する書類の写し。

**第三条** 豊中「田舎の国體を守らぬ者」とは、外国人を除く在留の日本人を指す。

「中長期在留者及び特別永住者についての住民票の写し（住民票交付届出書）」を「中長期在留者及び特別永住者についての住民票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者についての住民票の写し（住民票交付届出書）

第三十條の第十五項に規定する國庫補助金を認めたものとする。第五条第一項において同じ。)及び前項

出入居留場及び難民認定法第六十九条の二各項に該する者について  
は旅券その他の身分証を証する書類の写し及び前項の申請の費用を負担する旨願とする。」改める。

第五条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原紙の写し又は外国人登録原

の請款事項を明記し、其の申込者及び特別永住者については住民票の写し及び回覈の申請の自由を認する旨類似し、出入国管理及び難民認定法第十九条第三項に規定する。

の他の身分を証する書類の写し及び回項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の正本複数枚」を削る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) 第四章 第二節

**第十七条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則**（平成十年厚生省令）

第十九号)の一語を次のように改正する。

附則  
外國人等證明書

(施行期日)

(雇用対策法施行規則の一部改正に関する議題)

二条 第十一條の規定による改正後の雇用対策法施行規則（以下この条において「新規対則」とい

第一条第一項第一号の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭四十六年政令第3号)第1条第1項第1号の規定によるもの)

外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は在留カード（同法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）が持つ

「出力カード」をひら。以下同じ)とみなす。

前項の規定により審査證明書が在留カードとみなされる期間は、出入國管理及び渡航民證明法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入國管理に関する特例法の一部を改正する法律(以下「入管法等改正法」といふ。)附則第十五條第一項第一号に記載する期間(二年)とする。

新規保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新規保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新規保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新規保則第二百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届及びアイスク等提出用封筒及び同項第一号の雇用保険被保険者資格喪失届及びアイスク等提出用封筒は、当分の間、なお旧規保則の相当様式によることができる。